



がれきは第一義的に被災市町村で処理され、被災市町村が処理できない場合は県が委託を受けて処理する

50%以上も 消えたがれき

実は宮城県のがれきを全国の一六都府県の市町村に運び、市町村の清掃工場の焼却炉を使って処理する広域化計画の大半が中止になることは、八月七日に環境省の工程表(注1)でも発表されていた。

宮城県は九月の県議会で突如、処理する「震災がれき」(以下「がれき」)が大幅になくなったため、県内の大半を占める「石巻ブロック」にあるがれきの民間委託契約を大幅に変更すると発表した。

ほんの数カ月前、宮城県・岩手県の被災両県には、処理できないがれきが山のように積み上げられ、がれき処理の遅れは復興の遅れ、全国の市町村で受け入れて欲しいと言っていたのに、大きな様変わりだ。今や困っているどころか、処分契約を大幅削減しなければならぬほど、がれきはなくなっているというのだ。

宮城県と環境省が二重の処分契約 がれき広域処理も 復興予算の流用だ

がれきの広域化をいち早く始めた石原都知事が突如、放り投げ辞任をした。一方、このがれき問題を筆者たちが調査してわかったことは、広域処理とは被災地との絆を掲げながら国庫金を無駄遣いし、二重取りする政策だった

青木 泰

表1 宮城県と鹿島JVとの石巻ブロックの契約変更の内容

	当初	契約変更後	差し引き	削減割合
がれき	685万トン	310万トン	▲375万トン	▲55%
津波堆積物	292万トン	43万トン	▲249万トン	▲85%
契約金額	1923億円	1483億円	▲440億円	▲23%

にもかわらず、東京都では、二三区区内はこれまで通り引き受けを継続し、都下三多摩地区では、新たに引き受けを開始し

に国が支払うことになる契約金額も当初の一九二億円から四四〇億円も削減する提案だった。

今回の宮城県による変更提案は、鹿島JVへの業務委託内容を、(表1)にあるようにがれきで五五%、津波堆積物で八五%も削減、最終的に国が支払うことになる契約金額も当初の一九二億円から四四〇億円も削減する提案だった。

宮城県はその石巻ブロックの全量については鹿島建設株式会社など大手ゼネコンでつくる鹿島JV(ジョイントベンチャー、特定建設工事共同事業体)と昨年九月に業務委託契約をしていた。

ことになっている。宮城県は、県内の一四市町村から委託を受けたがれきを四つのブロック(石巻、気仙沼、亘理・名取、宮城東部)に分け、処理にあたった。石巻市、女川町、東松島市のがれきは、石巻ブロックとして分類、合計発生量は八二六万トン。宮城県が請け負ったのは、六八五万トンに及んだ。

ではなぜ今回の大幅な契約変更は行なわれたのか。宮城県は、「五月にがれき発生量を見直した結果、これまでの推計量の間違いが見つかり、大幅に下方修正したため」と説明している。

しかし、それは事実の一面面だけではない。それは事実の一面面だけではない。それは事実の一面面だけではない。

た。北九州市も、八月三十一日に宮城県と契約を結び、新たに引き受けを開始した。それぞれ六・一万トン、二・三万トンの引き受け量である。

がれき処理契約が数百万トンも削減される段階で、継続および新たな引き受けをする必要性は東京都や北九州市にはないはずだ。すぐさま引き受けを止めるべきだろう。そもそも安全に処理できるがれきは地元で処理する。これが雇用創出にも役に立ち、他に運ぶことは、その機会を奪うことにもなる。





宮城県女川町のがれき処理の現場。(二〇一二年一月。撮影／筆者)

民間業務委託契約決定後に 環境省が予算化し二重契約

がれき広域化は、必要性のない政策だったことは明らかだ(注2)。

がれきの広域処理は、これまで主に次の二点で批判されてきた。

①放射性物質等の有害物は、「拡散、焼却、希釈」してはならないという世界の原則に反する。

②被災地での処理に対して、輸送費の経費が、付加されることになり、コストが数倍以上もかかり、交付金の無駄遣いとなる。

この二点に加え、被災地、とりわけ宮城県では環境省が広域化予算を成立させた時点ですでに、ゼネコンが処分する計画があった(注3)。

環境省が示した広域化計画では、被災二県で当初約四〇〇万トンと言われ、そのうち約九割の三五〇万トンが宮城県、さらにその八五%の二

九三万トンが、石巻ブロックとして計画された。ところが、前述のように県内最大の石巻ブロックのがれきは、昨年九月一六日、全量を鹿島JVに業務委託契約していた。

しかし、環境省は石巻ブロックでは二九三万トンの広域処理が必要だと予算化した。繰り返すが、件の予算決定は昨年一月二二日、この二カ月前には、鹿島JVへの委託が決まり、がれきの処理権限は鹿島JVに移り宮城県にはなかった。環境省も予算化の必要性がないことがわかっていたはずだ。

県内の四つのブロックについて宮城県は合計八つのJVに民間委託した。環境省は、この計画も無視して三五〇万トンの広域化予算を決めた。さらに広告代理店の博報堂を使い、がれきの広域化を進めなければ被災地の復興は始まらないと「絆キャンペーン」を展開した。

がれきの広域化にあたり、受け入れ検討をした自治体では、行政や議員の視察団が被災地を訪れ、説明会に参加した住民も、処理が進まない現地の状況を象徴するものとして、写真にあるような膨大な量のがれきの山を見せられている。しかしそれらの山はすでに処理先が決まっていたものだった。

処理の委託先が決まっているがれきを見せ、全国の自治体が引き受けなければ復興が進まないと訴え、コ

ストが数倍かかる広域化に誘導するのは、国庫金を無駄に使い詐欺する行為ではないか。

行政の苦しい言い訳

この件について宮城県と環境省の担当者は、「確かに鹿島JVに全量委託していたが、鹿島JVが、県外の産廃施設を使って処理を予定していたものは、ことごとく、所在地の自治体から断られた。そのため、広域化によって、がれきの処理を考え」と取材に答えた。

しかし広域化の推進理由が、鹿島の県外処理がうまくいかなかった点にあったとしたら、鹿島JVと県外処理分を削除する内容の契約へと変更してから、広域化を進めなければならぬ。二重契約になるからだ。宮城県が鹿島JVとの民間委託契約の変更を提案したのは、今年九月であり、予算化はそれ以前。この回答は方便である。すでに民間業務委託が決まっているがれきを広域化で処理できるはずもない。

一月二六日、村井嘉浩宮城県知事に「二重契約の誹りを受けることにならないか」と質問した。知事は「鹿島JVによる処理対象量が、減少する分(のがれき)は、当然のことながら契約変更によって調整されており、その結果二重に支払うことはありません」と答えた。

九月の契約変更も、私もメンバー

である北九州市の市民検討委員会による今年八月の宮城県への取材や通知、七月の損害賠償請求訴訟の動きなどを受けたものだろう。

こうなってくると宮城県だけでなく、岩手県も含めた環境省の「疑惑の広域化」を全面的に調査する必要性が出てくる。各県庁がこれまで一般財源から予算確保をしてきた自衛隊機の購入や、原発売り込み予算、被災地外の税務署の耐震化などにまで復興予算を流用していたことが報道で明らかになっている。がれきの全国広域化も、地元での処理による雇用と復興支援という復興基本計画にもそむき、被災者の不幸にたかる悪質な政策だった。

岩手県のがれきも、何度も大幅に減少され、県内処理で可能なレベルにきている。しかし、この間静岡県、埼玉県、秋田県で受け入れが始まり、大阪市、富山県に運ばれようとしている。国の無駄遣いを批判する橋下徹大阪市長も、がれきの広域化になぜ大阪府が賛成なのか、釈明をする必要があるのではないかと。

(注1)「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の工程表」二〇一二年八月七日 環境省。

(注2) 青山慎一、池田こみち、奈須りえ「がれき広域処理の正体・もともと不要! 5000億円がゼネコンJVに」環境総合研究所ブログ。

(注3)「緑の情報特版」No4・No6 北九州市市民検討委員会ブログ、もしくは青木泰ブログ。

あおき やすし・ジャーナリスト。